

今こそ確認！働き方改革とこれからの 労務管理 実務対応のポイント

主催 大船渡商工会議所・陸前高田商工会・住田町商工会

開催日
場 所

2026年 11月24日（火） 大船渡商工会議所 1F
13:30～15:30

働き方改革が進み「この時間は労働時間ですよ？」「給料より休みが大事」「有給休暇はとるのが当たり前ですよ」と労働者の意識は高まっています。実務担当者の「この場合ってどうなんだろう？」「イマイチ難しいので内容をかみくだいて教えてもらいたい」「10月から義務となったカスハラ対策って何をすればいいの？」「法改正の内容を今から知りたい」へお応えします。

対 象

総務・労務・人事のご担当者、働き方改革の復習をしたい方、自社の進め方が
あっているかを確認したい方、今後の主な法改正について情報を知りたい方

プログラム内容（内容が変更になる場合があります）

1. 時間外労働の上限規制 ～そもそも労働時間とは？～

- ・「残業時間の5分以下切捨て」は良いの？
- ・移動時間は労働時間？悩ましいケース
- ・時間外労働の管理をどうする？
- ・働き方に合わせた労働時間制度のメリットとデメリット

2. 年5日の年次有給休暇の取得義務付け ～ルールのおさらい～

- ・前日に有給申請…会社はNOと言えるのか
- ・従業員の「休みが欲しい」へは有給？所定休日を増やす？
- ・産休・育休など長期休業者の年次有給休暇の与え方は？

3. 同一労働同一賃金 ～不合理な待遇差の禁止～

- ・自社のルールを点検しよう
- ・10月の指針改正 - パート従業員にも退職金を支給する？！

4. 2026年10月スタート ～カスハラ防止対策～

- ・クレームとカスハラの違い
- ・事業主がすべきこと
- ・どうする？実務担当者が気を付けること・やること

5. 社会保険の適用拡大 ～10月開始の社会保険料調整制度とは？～

- ・従業員1人の会社も○年後には週20時間以上の労働者を社会保険へ
- ・保険料が3年で13万円補てんされる？！社会保険料調整制度とは？

受講料

無料
30名

定 員

講 師



大船渡社会保険労務士事務所
社会保険労務士

崎 山 美智穂 氏

お問い合わせ

大船渡商工会議所

TEL 0192-26-2141

お申込み方法

以下より FAXにて

----- 下記事項にご記入いただき、切り取らずにそのまま FAX 27-1010 にてお申込み下さい -----

<今こそ確認！働き方改革とこれからの労務管理 実務対応のポイント> セミナー参加申込書

事業所名		電 話		業 種	
住 所		F A X		従業員数	
参加者氏名①		参加者氏名②			

※お申込みいただいたお客様情報は、当セミナーの開催業務管理及び今後のセミナーの開催案内のみに利用させていただきます。

※定員になり次第締め切ります。定員を超えた場合はご連絡差し上げます。FAX番号に誤りのないようご注意ください。